

## 第1回

# 戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等 に関する有識者会議

## **(1) 戦没者の遺骨収集事業及び指定法人について**

# 戦没者の遺骨収集事業の概要

## 概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

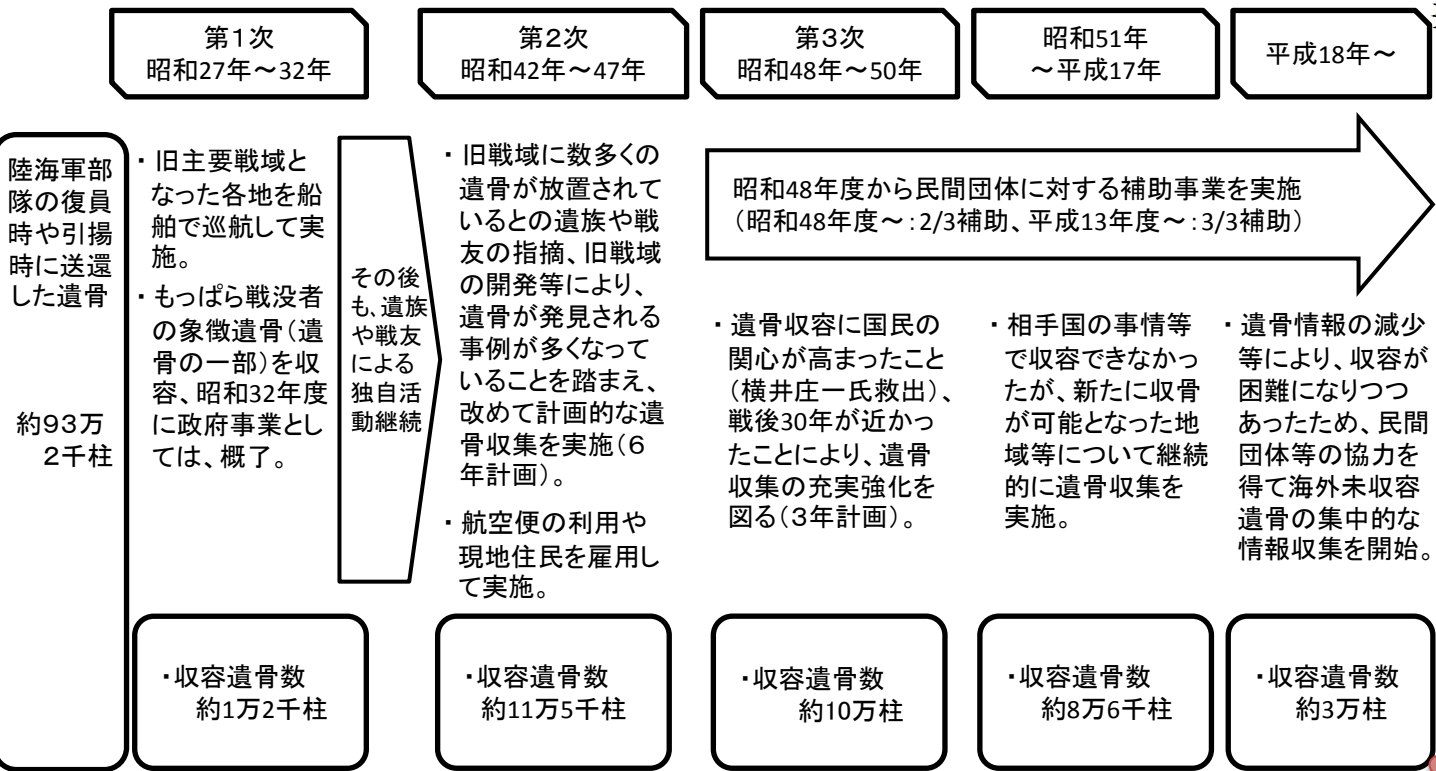
|                   |                   |        |
|-------------------|-------------------|--------|
| 海外戦没者概数<br>約240万人 | 収容遺骨概数            | 約127万柱 |
|                   | 未収容遺骨概数           | 約113万柱 |
|                   | うち                |        |
|                   | ①海没遺骨             | 約30万柱  |
|                   | ②相手国事情により収容が困難な遺骨 | 約23万柱  |
|                   | 上記①②以外の未収容遺骨（最大）  | 約60万柱  |

(注1) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

(注2) 戦没者概数 約310万人

平成29年6月末現在

## これまでの遺骨収集事業の推移



平成28年

遺骨収集推進法により平成36年度までを集中実施期間として取組を促進



遺骨収容の作業風景  
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



# 政府派遣による戦没者の遺骨の収容状況

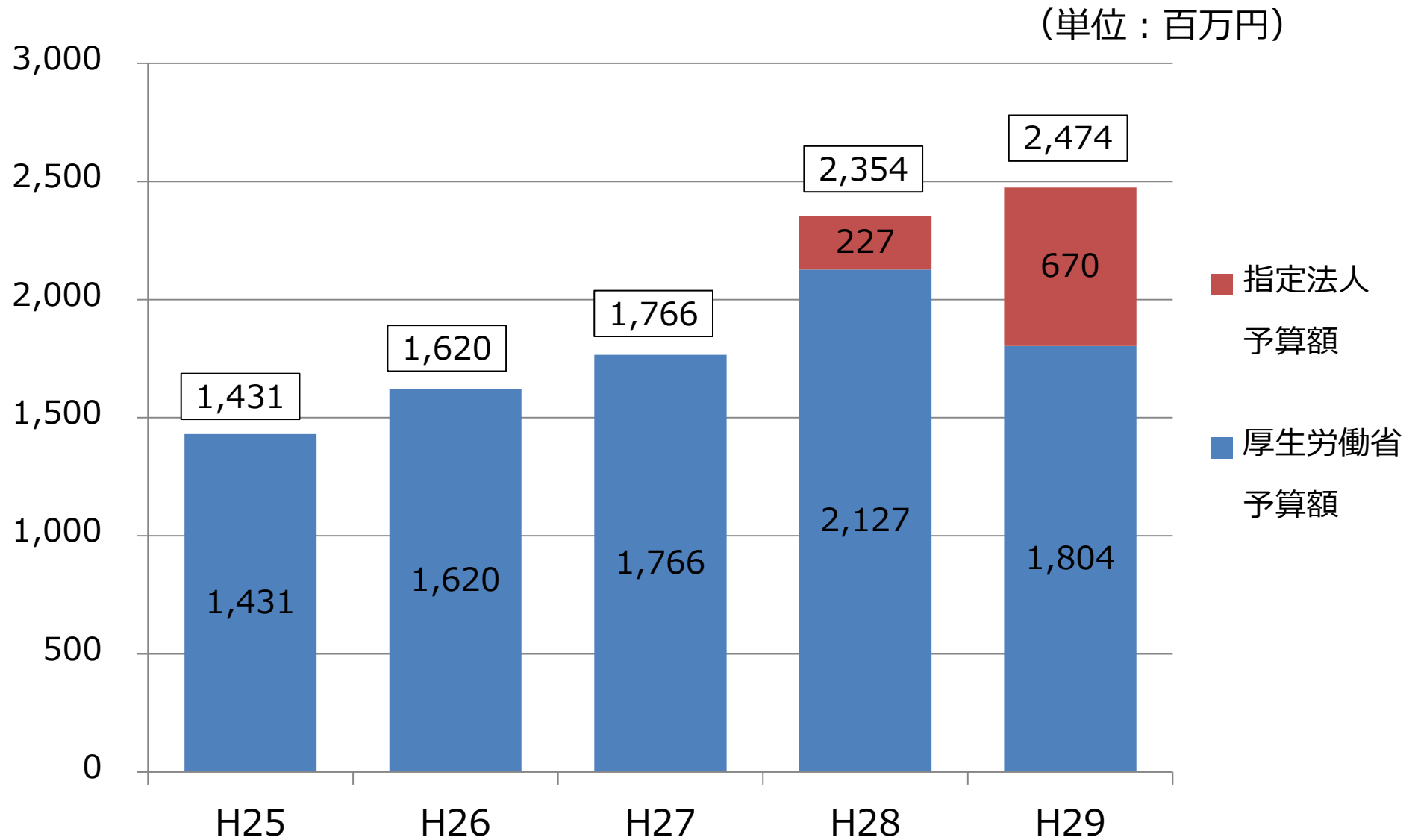
## 政府派遣による戦没者遺骨収容状況（平成28年度まで）

| 地 域             | 平 1 8 まで | 1 9 年 度 | 2 0 年 度 | 2 1 年 度 | 2 2 年 度 | 2 3 年 度 | 2 4 年 度 | 2 5 年 度 | 2 6 年 度 | 2 7 年 度 | 2 8 年 度 | 合計(柱)   |
|-----------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 硫 黄 島           | 8,387    | 43      | 26      | 51      | 822     | 344     | 266     | 166     | 42      | 23      | 17      | 10,187  |
| 沖 縄             | 50,550   | 96      | 80      | 173     | 128     | 159     | 103     | 262     | 194     | 111     | 29      | 51,885  |
| 中部太平洋           | 59,307   | 11      |         | 58      | 26      | 588     | 219     | 45      | 62      | 51      | 87      | 60,454  |
| タイ・マレーシア・シンガポール | 2,171    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 2,171   |
| ミャンマー           | 31,021   |         |         |         |         | 7       |         |         | 1       | 11      | 10      | 31,050  |
| 北ボルネオ           | 1,585    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 1,585   |
| インドネシア(西列島を除く)  | 826      |         |         | 10      |         |         |         |         |         | 2       |         | 838     |
| 西イリアン           | 8,643    | 115     | 108     | 291     | 216     |         | 134     | 282     | 61      |         |         | 9,850   |
| フィリピン           | 84,170   | 161     | 1,230   | 7,740   | 6,289   |         | 1       | 1       | 1       | 4       |         | 99,597  |
| 東部ニューギニア        | 16,965   | 94      | 112     | 415     | 214     | 171     | 98      | 202     | 272     | 147     | 112     | 18,802  |
| ビスマルク・ソロモン諸島    | 26,734   | 119     | 148     | 102     | 165     | 280     | 298     | 1,433   | 650     | 508     | 326     | 30,763  |
| インド             | 2,533    |         |         |         |         | 9       |         |         |         |         |         | 2,542   |
| 千島・樺太・アリューシャン   | 555      |         | 3       |         | 4       |         | 2       | 8       | 11      | 31      | 7       | 621     |
| 旧ソ連・モンゴル<抑留>    | 18,078   | 95      | 307     | 95      | 219     | 296     | 97      | 115     | 143     | 157     | 267     | 19,869  |
| 旧ソ連             | 16,577   | 95      | 307     | 95      | 219     | 296     | 97      | 115     | 143     | 157     | 267     | 18,368  |
| モンゴル            | 1,501    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 1,501   |
| 中国東北地方（モンゴルを含む） | 1,075    | 26      | 24      | 30      | 14      | 129     | 4       | 5       |         |         | 20      | 1,327   |
| 中国本土            | 368      |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 368     |
| 台湾・北朝鮮・韓国       | 674      |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 1       | 675     |
| ベトナム・カンボジア・ラオス  | 3        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 3       |
| その他 ※1          | 184      |         |         |         |         |         |         |         |         | 1       | 1       | 186     |
| 地域不明 ※2         | 3        |         |         |         |         |         | 1       | 2       |         | 8       | 4       | 18      |
| 計 (柱)           | 313,832  | 760     | 2,038   | 8,965   | 8,097   | 1,983   | 1,223   | 2,521   | 1,437   | 1,054   | 881     | 342,791 |

※1 その他は、ニューカレドニア、香港、オーストラリア、アメリカ

※2 地域不明区分の遺骨については、大使館等で受領した遺骨で収容した地域の情報がなくにより地域を特定できないもの

# 戦没者の遺骨収集にかかる予算額の推移



# 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決（全会一致）、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決（全会一致）、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立（全会一致）。

## 【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

## 【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画（平成36年度までの集中実施期間）を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

## 【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

## 【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

## 【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

## 【施行期日】

平成28年4月1日

# 遺骨収集事業の流れ

## 情報収集

- ①海外資料調査
  - ・米国、豪州、英国の国立公文書館等で戦闘日誌等を調査
- ②現地調査
  - ・東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、ミャンマー、マリアナ諸島の7地域で実施
- ③戦友等からの情報提供

## 遺骨収集計画の策定

- ①埋葬地の特定等
- ②相手国政府等と調整
- ③遺骨収集実施計画の策定

## 遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②人種鑑定
  - ・我が国の戦没者の遺骨であることを確認
- ③遺骨の日本への送還

部隊記録等の記録資料から、戦没者をある程度特定できる場合はDNA鑑定を実施

## 遺骨の引渡し

遺族への引渡し

## 納骨

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

## 海外資料調査とは

交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した、第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書、医療関係記録、捕虜関係記録、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集する。

平成28年度は以下の施設で資料調査を実施した。

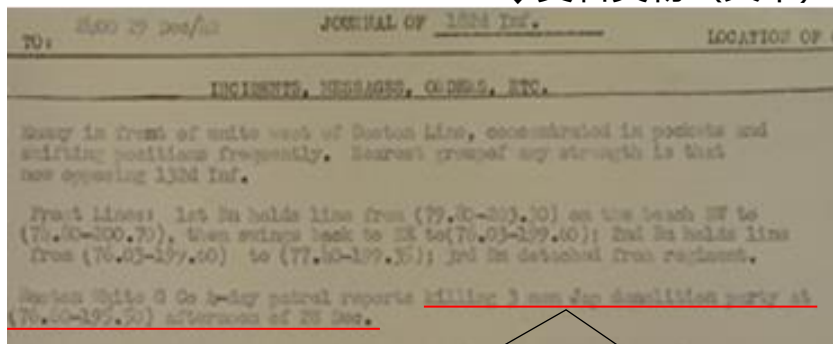
- 米国国立公文書館（メリーランド州）
- 豪州国立公文書館（キャンベラ）
- オーストラリア戦争記念館（キャンベラ）
- 英国国立公文書館（ロンドン）

東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

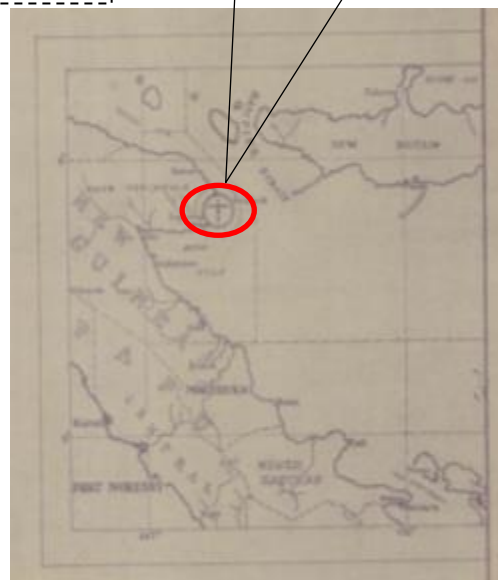


↑米国国立公文書館外観

↓資料実物（文章）



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。



↑資料実物（地図）

↓資料調査の作業風景（米国国立公文書館内）





# 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査

## <現地調査の概要>

日本国内及び海外において未送還の遺骨情報収集及び現地調査（試掘）を実施する事業（指定法人へ委託）  
各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施

- 日本国内での情報収集方法… 戦友会等からの聞き取り、文献調査
- 海外での情報収集方法… 現地住人からの聞き取り、現地調査

## <実施地域>

- ① フィリピン
- ② 東部ニューギニア
- ③ ビスマーク・ソロモン諸島
- ④ インドネシア
- ⑤ パラオ
- ⑥ ミャンマー
- ⑦ マリアナ諸島

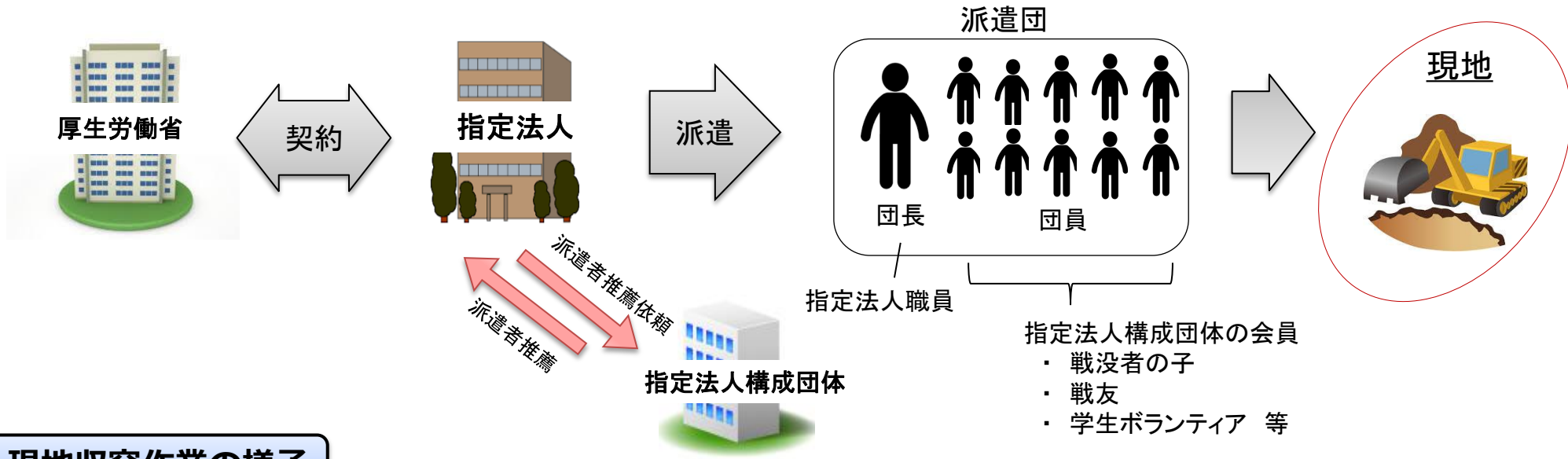


(注) 上記のうち、フィリピンおよびインドネシアについては事業再開に向けた協議を進めている。

## (参考) 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2) 集中実施期間」より抜粋

平成29年度までに今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

# 遺骨収集作業の流れ



## 現地収容作業の様子



重機による作業



手掘り作業

# 遺骨送還後の流れ

## 遺骨引渡式

派遣団から厚生労働省へ収容した遺骨の引渡しをおこなう。引渡しを受けた遺骨は厚生労働省にある霊安室に安置され、DNA鑑定又は納骨される。



↑引渡式の様子

## 納骨

身元の判明しない遺骨を焼骨の上、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨する。

## 遺骨伝達

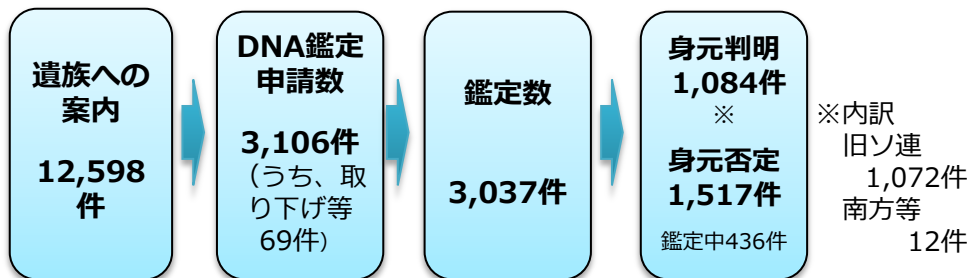
DNA鑑定等により身元を特定した遺骨を遺族に伝達する。

## DNA鑑定

### 1. DNA鑑定の取組

- 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、DNA鑑定を開始
- DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者の遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を実施
- 遺留品や埋葬者名簿等のDNA型情報以外の遺骨の身元を特定しうる情報と併せて、遺族を特定
- 平成29年度からは、DNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体として採取（これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施）

### 2. DNA鑑定の実績（平成29年5月末現在）

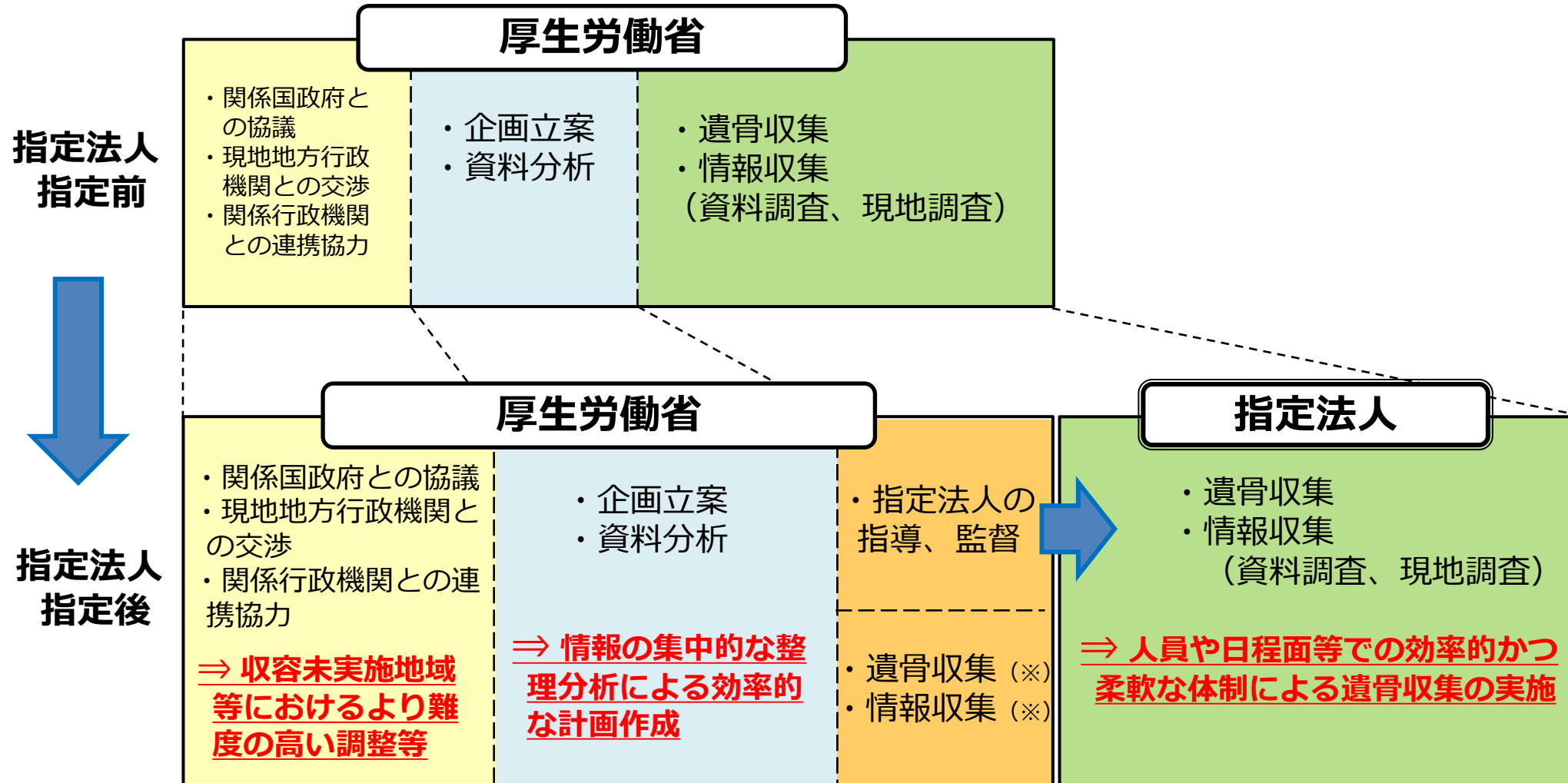


#### 〔検体の特殊性〕

- ・ 南方地域は、気候が高温多湿であるとともに、戦闘地域であったことから埋葬されず、雨風等の影響により、遺骨の保存状況が悪い。
- ・ 長期間経過した遺骨ではDNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合や、抽出できてもDNAの一部が損壊しており、鑑定に使用できる部分が一部に留まる場合がある。
- ・ よって、限られたDNA情報に基づき鑑定を行うため、偶然の一致により血縁関係の識別の確からしさが同程度になる対象者が複数あられ、結果として、血縁関係を決定できない鑑定結果となることがある。

# 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



# 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

## 【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

## 【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

## 【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

## 【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

## 2. 設立

平成28年7月1日

## 3. 所在地

東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階 （ホームページアドレス：<http://jarrwc.jp/>）

## 4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 5. 社員（12団体）

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

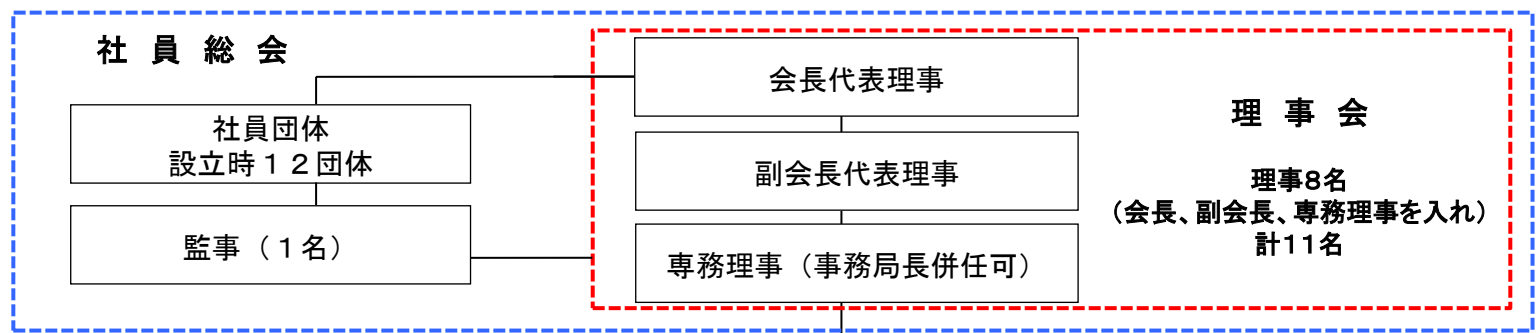
## 6. 役員

| 役職   | 人数 | 職務権限等  |
|------|----|--|
| 会長   | 1名 | 一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。   |
| 副会長  | 1名 | 一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。  |
| 専務理事 | 1名 | 一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。<br>① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理<br>③ 事務局職員の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理<br>⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成 ⑥ 細則の制定及び改廃 |
| 理事   | 8名 | 理事会を構成し、法人の職務を執行する。  |
| 監事   | 1名 | 主に以下の職務を業務を行う。<br>① 理事の職務及び法人の業務、財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること<br>③ 理事の不正行為等の報告等  |

### 【役員一覧】

|            |        |                                   |
|------------|--------|-----------------------------------|
| 会長（代表理事）   | 尾辻 秀久  | 参議院議員                             |
| 副会長代表理事    | 眞野 章   | 一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長             |
| 専務理事（代表理事） | 竹之下 和雄 | 常勤役員                              |
| 理事         | 畔上 和男  | 一般財団法人 日本遺族会専務理事                  |
| 理事         | 圓藤 春喜  | 公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会専務理事       |
| 理事         | 森本 浩吉  | 東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長                |
| 理事         | 住田 陸快  | 全国ソロモン会副会長                        |
| 理事         | 影山 幸雄  | 水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長                |
| 理事         | 岩淵 宣輝  | 特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事              |
| 理事         | 井上 達昭  | 特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事     |
| 理事         | 渡邊 榮樹  | 特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会顧問          |
| 監事         | 赤木 衛   | 特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事（代表） |

## 7. 組織図



【主な業務内容】

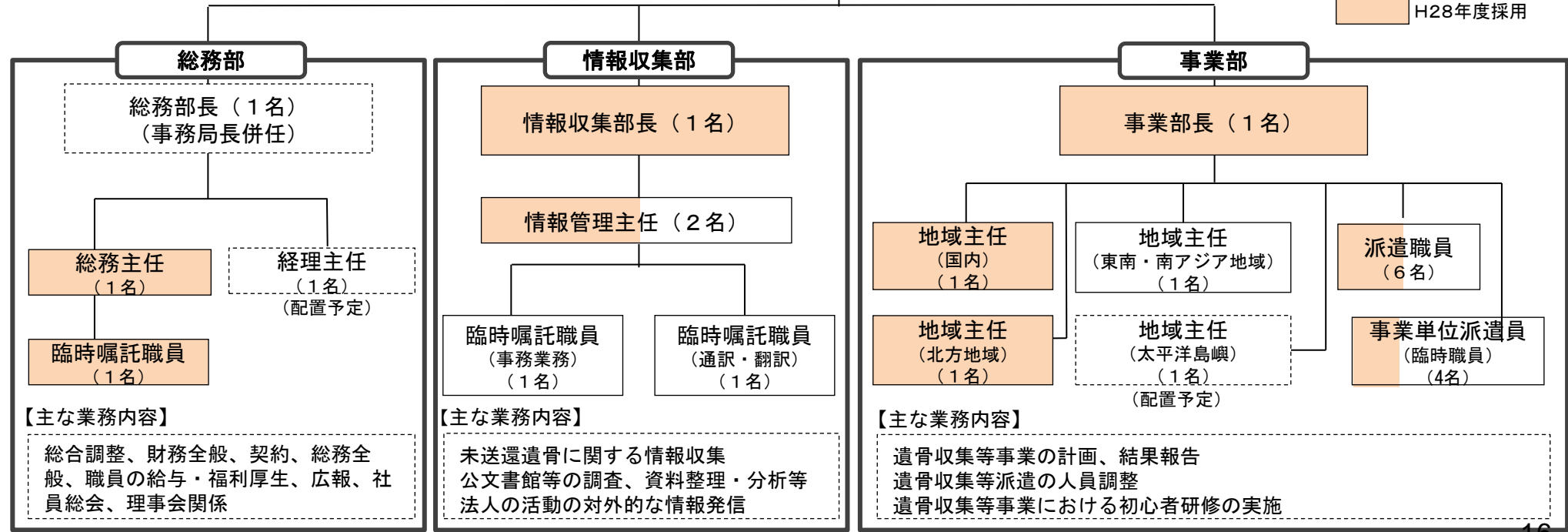
- 事業計画 (報告) 書等の作成
- 法人の財産管理及び会計処理
- 事務局職員の任免
- 規則等の原案の作成
- その他理事会から委任された事項

事務局長 (専務理事併任)

事務局職員数 (H29.10現在)

|      |     |
|------|-----|
| 常勤職員 | 15名 |
| 臨時職員 | 7名  |

H28年度採用





## **(2) 平成28年度事業実績及び指定法人に対する指導監督について**

1 情報の収集

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

| 国         | 厚生労働省 (H28.4~H28.10) |           | 指定法人 (H28.11~H29.3) |           |
|-----------|----------------------|-----------|---------------------|-----------|
|           | 閲覧ファイル数              | 取得資料数 (枚) | 閲覧ファイル数             | 取得資料数 (枚) |
| 米国        | 6,430                | 13,975    | 2,368               | 10,027    |
| 豪州        | 2,452                | 13,737    | 2,053               | 5,580     |
| 英国 (事前調査) | 89                   | 115       | —                   | —         |

(2) 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査

地域毎に厚生労働省が民間団体に委託し、ホームページ等を通じ、広く国民に残存遺骨情報の提供の呼びかけを行うほか、現地の事情に精通している者を現地調査員等として選出し、地方政府関係者及び現地住民等から遺骨情報を収集。遺骨情報を入手した場合には、遺骨所在地点まで踏査し遺骨の確認を実施。

| 地 域          | 委託先                     | 派遣数  |
|--------------|-------------------------|------|
| 東部ニューギニア     | 一般財団法人 日本遺族会            | 5 派遣 |
| ビスマーク・ソロモン諸島 | 一般財団法人 日本遺族会            | 5 派遣 |
| インドネシア       | 特定非営利活動法人 太平洋戦史館        | 1 派遣 |
| パラオ          | 水戸二連隊ペリリュウ島慰霊会          | 3 派遣 |
| ミャンマー        | 特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団 | 3 派遣 |

2 戦没者の遺骨収集

| 地域※1                | 収容柱数       |            |            |
|---------------------|------------|------------|------------|
|                     | 計          | 厚生労働省      | 指定法人       |
| 東京都小笠原村硫黄島          | 17         | 9          | 8          |
| 沖縄                  | 29         | 29         | —          |
| 中部太平洋（パラオ諸島、トラック諸島） | 87         | 61         | 26         |
| ミャンマー               | 10         | —          | 10         |
| 東部ニューギニア            | 112        | —          | 112        |
| ビスマーク・ソロモン諸島        | 326        | 3          | 323        |
| 樺太                  | 7          | 7          | —          |
| 旧ソ連                 | 267        | 267        | —          |
| モンゴル（ノモンハン）         | 20         | 20         | —          |
| 韓国                  | 1          | 1          | —          |
| アメリカ                | 1          | 1          | —          |
| 地域不明※2              | 4          | 4          | —          |
| <b>合計</b>           | <b>881</b> | <b>402</b> | <b>479</b> |

※1 地域の区分については、戦域ごとで整理を行っている。

※2 地域不明区分の遺骨とは、大使館等で受領した遺骨で、収容した地域の情報がなくにより地域を特定できないものを指す。

<参考 平成29年度4月～11月実施状況（平成29年度は全て指定法人による収容）>

| 地域            | 収容柱数 | 地域※1         | 収容柱数       |
|---------------|------|--------------|------------|
| 中部太平洋（トラック諸島） | 0    | 千島・樺太アリューション | 18         |
| ビスマーク・ソロモン諸島  | 137  | 旧ソ連・モンゴル     | 209        |
| インド           | 3    | 硫黄島          | 1          |
| <b>合計</b>     |      |              | <b>368</b> |

3 関係国の政府等との協議等

| 地域                   | 状況   | 平成28年度実績   |
|----------------------|--|--|
| フィリピン                | <p>收容された遺骨にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかとの報道があり、平成22年から事業が中断。</p>             | <p>平成28年7月、同年9月、同年12月、平成29年2月にフィリピン外務省等を訪問し、フィリピン政府と覚書作成等に向けた協議を実施。</p>                    |
| 中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む） | <p>日中国交正常化後、中国紅十字会によって収集保管されていた遺骨等1,412柱が日本に送還された以後、遺骨収集は実施されていない。</p> | <p>平成28年6月、駐日中国大使館を訪問し、法の説明及び戦没者の遺骨収集の実施に関する意見交換を実施。</p>                                   |
| インドネシア               | <p>平成25年11月にパプア州における遺骨収集について覚書を締結し、遺骨収集を行っていたが、平成27年11月、更新がされずに失効。</p> | <p>戦没者の遺骨収集を再開するため、平成28年7月、同年8月、同年12月、平成29年2月にインドネシア外務省等を訪問し、インドネシア政府と覚書の再締結に向けた協議を実施。</p> |
| ウズベキスタン              | <p>宗教上の理由から遺骨収集が許可されない地域。</p>  | <p>平成29年2月、ウズベキスタン共和国外務省を訪問し、法の説明及び戦没者の遺骨収集の実施に関する意見交換を実施。</p>                             |

## 法人運営

### ◎ 組織・運営体制

- 目的(非営利性)
- 体制
- 諸規程の整備状況
- 意思決定プロセス(理事会等)
- 監事監査

### ◎ 役員・サービス

- 役員の構成、選定手続き
- サービス規程
- 役員報酬
- 利害関係

## 会計事務

### ◎ 会計処理

- 適正実施に必要な経理的基礎(債務超過)
- 経理規程や事務分担規程などの諸規程の整備状況
- 内部牽制体制
- 調達事務(入札等)の適正性
- 給与規程等に基づく運営費支出の適正性
- 帳簿や各種台帳の整備状況

## 遺骨収集等事業

### ◎ 事業計画書・実績報告書等

- 提出時期、機関決定
- 事業実施地域の法令遵守等
- 自主事業による影響

### ◎ 実施要綱や手順書に基づく適正な事業実施

- 国内外における事業費支出の適正性(支出額や対象外経費の確認)
- 収集手順や検体の取り扱い等の事業実施状況

年一回

指導監査にて確認

派遣毎

指導監督派遣・派遣報告書

にて確認

## 指導監査日時

平成29年11月13日（月）10:00～14:00

## 確認された事案

### 文書指摘

#### (1) 社員総会等の議事録作成に不備があったもの

平成28年度の社員総会議事録及び理事会議事録を確認したところ、議事録署名人の署名がなされていない議事録が確認されたため、定款の規定に基づき、社員総会及び理事会議事録に議事録署名人の署名を行うよう指導。

#### (2) 会計帳簿等の整備

計算書類における各勘定科目の金額と総勘定元帳の不整合が確認されたため、経理事務を行う体制の見直しを図るなどして、計算書類及び主要簿等の内容について再確認を行い、適正な計算書類を作成するよう指導。

### 口頭指摘

#### (1) 経費の未計上

本来、計上すべき経費が、未計上であったことを確認した。経理事務を行う体制の見直しを図るなどして、会計規程に基づく適正な会計処理を行うよう指導。

#### (2) 会計規程に基づかない決裁手続き

法人の会計規程第14条において、「支出の決定については、専務理事の決裁をもって執行する」と規定されているが、仮払金については部長までの決裁となっており、専務理事の決裁が行われていなかったため、会計規程に基づく適正な支出決定の決裁を行うよう指導。

#### (3) 月次試算表等の作成

法人の会計規程において、毎月作成することとされている月次試算表や月次契約状況報告書が未作成となっていたため、会計規程に基づき、必要な月次計算書等を作成するよう指導。

## 今回の指導監査結果から見えた課題・対処方針

#### (1) 課題

平成28年度実績を対象とした指導監査において、主として、会計規程に基づく適正な会計処理が行われていなかったことが確認された。また、指定法人へのヒアリングから、平成28年度の事業開始当初は、人員が不足している状況の中で事業を実施していたことが確認された。

#### (2) 対処方針

経理事務体制が不十分であったことが、会計処理等の不適切な取扱いが生じた理由と考えられるため、経理事務を行う体制の見直しを図るなどして、会計規程に基づく適正な会計処理が行われるよう指導を行い、文書指摘を行った事項については、一定期間後に改善状況の報告を求める。

### **(3) その他**

# 遺骨収集に係る前渡資金の不適正経理に対する再発防止策について

前渡資金 … 派遣先の海外において支出するために、資金前渡官吏に任命された職員に前渡しされる現金。現金での支払を派遣先で自ら行う場合に限り使用でき、支出にあたり領収証書を徴収。

## 不適正経理事案

### 海外資料調査における不適正経理事案（平成29年1月）

- 出張の手配業者を通じて現地における借上げ車両の領収書を水増し（車両の使用時間や単価を操作）することにより資金を捻出し、その一部を目的外に使用した他、借上げ車両を出張用務に直接関係しない視察に使用したもの

### 検査院指摘事項（平成29年11月）

- 平成23年度から28年度までの間に実施された海外遺骨等収集事業において、派遣に先立ち、援護局内の執務室等において、国内旅行会社や国内の特定の法人に対して、前渡資金を支払っていたものが計4億5402万余円
- 使途が確認できないものが計879万余円、架空の名目で前渡資金の支払を行うなどしていたものが計52万余円

## 再発防止策

### 1 職員のコンプライアンス意識の向上

- ・出張予定者に対する研修の実施や昇任により新たに発令対象となる職員全員に対して研修を実施する
- ・従来の取扱いが安易に踏襲されることのないようにするために、部局間等における人事交流を積極的に推進する

### 2 前渡資金で支払可能な経費等の限定・適正化

- ・現地において前渡資金による支払を行うことの適否、支払予定額及び精算額について精査する
- ・これまで明確に定められていなかった事項（通行料等の経費、借上車両をキャンセルする場合や領収証書を徴することが困難である場合の取扱いなど）についても、会計法令を踏まえて内規により明確化し、周知徹底を図る

### 3 詳細な記録の徹底

- ・派遣先における行動記録に車両の使用時間なども明記し、適正性を局内でチェックできるようにする
- ・雨天等により予定を変更した場合には、報告書及び行動記録に必ず記載するとともに、写真記録を残すこととする